

平成30年度第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年7月10日(火)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 平成30年7月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

10番 石井 博俊
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 徳永 章
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第8号 許可不要転用届について
議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 農用地利用集積計画(案)の決定について
その他

事務局

それでは、始めたいと思います。起立。礼。着席。

ただいまから平成30年度第4回長洲町農業委員会定例会を開会します。

濱北会長

初めに濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

改めましておはようございます。梅雨が明けると、ほんとうにこんなに暑かったのかと。

6日に、私、先ほど話をしましたように玉名にちょっと用事がありまして、夜の8時半ごろ帰りましたが、雨の降ること降ること、ワイパーを一番トップにしても先が見えんごと雨が降りました。208号線のところでしたけど、相当降りました。熊本県は雨が降っても死者とか何かが出ずに、ほんとうによかったなというふうに思います。

そして、雨の降った翌々日になると今度は梅雨が明けまして、昨日、私、畑をしておりますけれども、畑の草切り行ったら、草が伸びとる伸びとる。草を切って汗びっしょりになって。草もちょっと早めに切ると、あんなにしんどくないのかなというふうに思います。伸びてから切ると、ほんとうにしんどい思いをします。

梅雨が明けて今から夏本番ですが、毎年のことです、熱中症にかからんように自己管理を十分していただいて、そして、仕事をするのもそれはいいことですが、たまには休息というか、体を休めるということも大事ではなかろうかと思えます。その辺は自己管理を十分して頑張っていたきたいというふうに思えます。

今日は第4回定例会でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日の欠席委員を御報告いたします。本日は10番の石井委員より欠席の届出の連絡があっております。そのため、本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告させていただきます。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第8号「許可不要転用届について」、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第13号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番中嶋委員、5番松野委員をお願いをいた

します。

事務局 それでは、議事を進めてまいります。まず、1ページです。報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。今回、1ページから10ページにわたって、受付番号3番から36番という形になります。

事務局 ちょっと数が多いのですが、申請人と申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載をしているところがございます。申請理由につきましても、議案書記載による合意解約となっております。今回、数が多いんですが、今回の合意解約につきましては、現在、事業実施中の第二腹赤圃場整備事業に伴います従前地所有権移転に関連しての合意解約となっております。

事務局 簡単ではございますが、以上で報告第7号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ありがとうございます。この報告については、議案書を二、三日前に配っておりますので、内容については省略をさせていただきます。この件について何か御意見等がございましたら、お願いをいたします。

濱北会長 -ありません- の声有-

濱北会長 報告第7号の質問はないようですので、この報告は終わらせていただきます。

事務局 次に11ページです。報告第8号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第8号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

事務局 受付番号3番です。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

事務局 申請理由につきましては、認定電気通信事業者が有線電線通信のための線路、それと空中線系、もしくは中継施設、またはこれらの施設を設置するために必要な道路、もしくは索道の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合、許可不要となっております。

事務局 許可不要届提出前に、認定電気通信事業者は事前に県に対して事業計画の説明を行い、事業内容について農業委員会に意見照会があります。その結果、事業計画に支障がないと認められましたので、許可不要届の提出ということになってございます。

事務局 申請地につきましては、12ページに宇図等を載せております。場所は金魚と鯉の郷広場の西側になります。それと、今回から現況写真ということで、別の資料がありますが、写真がついております。こちらの1ページのほうに、大まかですけれども、設置予定地の現況写真を

	載せておりますので、御参考にさせていただければと思います。
	以上で、報告第8号の説明を終わらせていただきます。
濱北会長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か御質問等はございませんか。
磯川推進委員	推進委員の磯川ですけど、この許可不要転用届ちゅうのを農業委員会にかけるでしょう。説明だけでいいんですね。
事務局	県の許可の事業計画認定が終われば、許可不要届を出して工事が始まります。
磯川推進委員	スタートしてるということですね。
事務局	はい。許可不要届なので、届を提出した時点から着工できます。
磯川推進委員	わかりました。
濱北会長	ほかにありませんか。
	—ありません— の声有—
濱北会長	なければ、報告第8号はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。
	次に進みます。14ページです。議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第11号「農地法第3条第1項による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。受付番号は2番になります。
	申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。
	申請地につきましては16ページをお開きください。名石神社の西側になります。
	申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページ、それと先ほどの現況写真の2ページをあわせてごらんいただきたいと思います。
	申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買による所有権移転となっております。
	全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴38年であり、経営面積6,757㎡を夫婦で農作業に従事されております。申請地には水稲の作付を行うということであり、今後も全ての農地を利用するというのでございます。
	機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有されておられます。
	通作距離におきましては、自宅から300mということでございます。
	地域との調和要件、役割分担につきましては特別なことはないということです。
	取得後の下限面積要件につきましては、取得後は7,015㎡であり、

濱北会長

嶋田委員

濱北会長

池上(春)推進委員

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

下限面積5,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号2番の説明を終わらせていただきます。

今、事務局の説明がございました。ここで、補足説明を農業委員の7番、嶋田委員にお願いをいたします。

7番の嶋田です。

先週、現場のほうを確認しに行きましたけども、上沖洲の名石神社の裏側に西塘という昔の清源寺のほうに行く西塘、そこに上沖洲のバス停がありました。そのバス停の裏側の土地なんですけども、ここは盛土して畑にしてある場所で、一部、二、三年前ぐらいかな、老夫婦が畑のほうをつくられておりましたけども、最近見らんああって思っていた、結構荒れてきた感じの場所です。

今回、議案に上がっている場所は雑木林みたいな形になっておりますので、新しく今度所有される方は、夫婦で農業のほうに今、専念されて、畑のほうもいろいろのものをつくられております。今後、ここは開墾されて、きれいな畑に戻る可能性があります。

一応、現場としては問題ないので、審議のほうをよろしく願います。

ありがとうございました。

続きまして、担当推進委員の池上委員に御意見をお伺いします。

今、嶋田委員がおっしゃったとおり、別に問題はないと思います。

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と担当推進委員の説明がありました。この件について、何か御質問等ございせんか。

—ありません— の声有—

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

全員賛成。ありがとうございました。受付番号2番については、原案どおり決定をいたします。

次に進みます。18ページです。議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

議案第12号「農地法第5条第1項による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。

まず、受付番号5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、20ページをごらんください。折地踏切の南側になります。

許可基準等について御説明いたしますので、説明資料の2ページ、それと現況写真の3ページもあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建設に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるために第二種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書及び事前納付内金が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年9月1日着工予定、平成31年8月31日完成予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、一般住宅建設ということで、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の南側に隣接する農地の境界にはコンクリート製ブロックが設置されているので土砂の流出のおそれはないということでございます。また、既に平坦地であるために造成工事の予定はないということです。

その他、給水につきましては町上水道、生活雑排水及び汚水につきましては町下水道へ、雨水については集水枡に集水し、北側の道路側溝へ放流となっております。

以上、受付番号5番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局の説明がありました。ここで、補足説明を農業委員、2番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

2番の増岡です。説明します。

20、21をごらんください。折地のところですね。向野の散髪屋さんから踏切を渡ってすぐのところを西側のほうに入ったところがございます。

両サイドに家が建っており、以前からここは住宅用として購入されたまま整備がされておりました。両サイドのところにブロックとか何とかが積んであるので、何ら流出とかっていう被害はないかと思いません。

あとは、御審議ください。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上章さん、お願いします。

池上(章)推進委員

池上です。今、説明がありましたように、この土地は、先ほどの3ページの写真をごらんになっていただければわかると思いますけど

も、ほとんど周りが宅地になっておりまして、宅地を想定して水道なんかも全部引いてあって、以前から宅地にするような形にしていたようです。何かころころとといいますか、かわられて、間違いなく家を立てられるような感じになったと思います。ですから、ほかに迷惑とか一切かからないような土地だと思っております。別に何にも問題はないと思われま。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま3名の方の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございました。なければ、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号5番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

事務局

受付番号6番です。事務局に説明をお願いします。

受付番号6番になります。18ページの議案書ですが、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については記載をしてあるとおりでございます。

申請地につきましては、22ページをごらんください。聖ヶ丘団地の西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の4ページ、それと現況写真の4ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建設に伴う贈与による所有権移転となっております。なお、申請人は祖母と孫の関係になります。

申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しております。申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了のお知らせが事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年8月1日着工予定、平成30年12月31日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、一般住宅建設ということで、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

	<p>転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の造成工事を行うことはないとのことであり、また、隣接農地は譲渡人所有地であり、同意は得ているということでございます。</p> <p>その他、給水については町上水道、雨水、生活雑排水及び汚水については合併浄化槽にて処理後、溜め池へ放流ということになってございます。なお、排水同意書の添付がされております。</p> <p>以上、受付番号6番の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。</p> <p>4日だったかな、現地を見に行きました。親かね、あその前は。その敷地の隣に建てるそうです。全部、周りが祖母さんの畑だそうです。問題はないと思います。</p> <p>審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。</p>
城戸推進委員	<p>推進委員の城戸です。この周りは山林とか雑種地が多くて、大体中のほうになってるんで、隣に畑がありますけど、別に悪影響を及ぼすようなことはありません。ということで、皆様の審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。この件について何か質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>ないようですので、農業委員の方の挙手を求めます。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号6番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>受付番号7番です。事務局より説明をお願いします。</p> <p>受付番号7番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請地の場所につきましては、24ページをごらんください。日立清源寺社宅、清源寮の西側になります。</p> <p>許可基準等につきましては、御説明をいたします。説明資料の6ページ、それと現況写真の5ページをあわせてごらんください。</p> <p>申請理由につきましては、太陽光発電施設建設による所有権移転となっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、こちら第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の</p>

生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しております。申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、平成30年12月末日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設建設によるものであり、パネル352枚ほかフェンス等であるため、適当と判断いたしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、パネルの高さは1 m程度で、傾斜をつけて支柱で支える構造となります。日照、通風等、耕作への影響はないということでございます。万が一、被害が発生した場合には、事業者において責任をもって対処するというところでございます。

その他、太陽光発電施設のため新たな給排水設備は不要、雨水は従来どおり地下浸透させるということでございます。

以上で受付番号7番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ここで、補足説明を農業委員の4番、中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

中嶋です。

日立の独身寮の下ですね。前から、ここの付近は大体、水田地もあるんですけども、ゆるくて、米を植えている方もほとんど周りにはいませんし、この2枚は、上が宅地になってますけども、ここだけ盛土というか畑になっておりました。そこに木を何本か植えて、荒れているということは全然なく、いつもきれいに草を刈って管理をされておりました。それで今回、太陽光をつけるということでございますので、周りには北側が若干、森というか大きな木がありますけど、随時、切られているようでございますので、別に問題はないと考えております。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村委員に意見を伺います。

中村推進委員

今、言われたとおり別に何の問題もございません。

これ、パネル何枚って決まってるんですけど、追加したりした場合は何か問題があるんですか。

事務局

ないです。

中村推進委員

減らしても。

事務局

減らすとちょっとあれかもしれないですけど。基本的には全面を使

濱北会長 うような形、このパネル352枚が……。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局と担当委員、それから推進委員の説明がありました。この件について何か質問はございますか。

濱北会長 —ありません の声有—
なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。

濱北会長 —賛成者挙手—
ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号7番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。
受付番号8番です。事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号8番です。議案書18ページの申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については記載のとおりでございます。

申請地につきましては、26ページをごらんください。旧長洲保育所の南側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の8ページ、それと現況写真の6ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、宅地分譲地建設のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域第一種住居地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書、事前支払領収書と合わせ、譲受人が経営する会社及び親族からの融資の合計が事業費を超過しているため、適当と判断しております。なお、融資を行う者については、金融機関からの残高証明書が添付されており、融資額を超過しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年8月20日着工予定、平成31年6月31日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、隣接する宅地と合わせて宅地分譲地5区画分の建設であり、分筆後の全てが一般住宅建設ということで、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の道路部分を除くと、コンクリートブロック、フェンスの柵で囲まれた平坦な土地であり、造成工事は道路側溝と区画割りブロック積み工事を行うだけで、切土・盛土工事はない、そのため土砂流出はないという

こととございます。

濱北会長 その他、給水については町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道へ、雨水については自然浸透とし、浸透できなかった分は道路側溝へ放流ということになってございます。

濱北会長 以上で受付番号8番の説明を終わらせていただきます。

濱崎委員 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がございました。補足説明を農業委員の6番、濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員 6番、濱崎です。

濱北会長 場所は、旧長洲保育所の南側、コスモ石油、織田石油さんからちょっと左に入ったところになります。現在、畑等では使っていない様子で、転用しても何も問題ないと思います。

濱北会長 あと、宅地分譲されるということで、転用された部分と隣の2391の宅地の分もあわせて分譲されるそうです。

濱北会長 御審議のほど、よろしく申し上げます。

磯川推進委員 ありがとうございます。担当推進委員の磯川推進委員に意見を伺います。

磯川推進委員 推進委員の磯川です。

濱北会長 今、濱崎委員のおっしゃられたとおりなんですけど、織田石油のちょっと北側から入っていく道路なんですよね。そこは四、五軒、道路沿いに、宅地というか建物がありますんで、その辺までは4m道路がきとります。そこから開発されるということで、当然、道も広がるだろうし、特に西側が通り抜けできないような道なんですよね。だから、東側からでないところは開発されないところです。

濱北会長 一応、6mの道路を南北に2本、入り口のところに6m幅で南北に入れて、一番突き当たりの西側にも6mの道路が要るということで、多分Uターンあたりもできるのかなと思っております。緊急車両は宅地あたりを使わなくても、その道路を使ってUターンできるということで、あまり支障はないと思います。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局と担当委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について質問、御意見等ございますか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 ないようですので、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号8番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に28ページです。最後になります。議案第13号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号、農用地利用集積計画(案)が定められたので、

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、次の29ページが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括になります。続いて30ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせました、今後の経営面積が記載してございます。

詳細につきましては31ページ、それと次の32ページです。賃借権22件、59筆、56,250.41㎡。33ページ、期間借地6件9筆、6,680㎡。34ページ、使用賃借権4件8筆、4,526㎡となっております。

続いて、35ページからが所有権移転になります。こちらは、5月に熊本県農業公社より農地の貸し手及び受け手について説明会が実施されました。第二腹赤圃場整備事業に伴います不換地希望農地についての熊本県農業公社への所有権移転となっております。こちらが42件64筆、50,269㎡となっております。

補足でございますが、今後、熊本県農業公社から農地の受け手への所有権移転がまた行われる予定となっております。

以上、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。以上、議案第13号の説明が終わりましたが、この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございました。ないようですので、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第13号は原案どおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、その他の件について何か御意見等がございましたらお願いいたします。何でも結構です。

中嶋委員
事務局

ざっとですけども、これはまだあつとかな、売買が。

あと1件です。全部で44件分あるんですよ。今回42件で、1件だけは5月ぐらいに先にかけてたんですよ。なので、あと1件残ってます。その後、この44件分を8人の耕作者が買うということです。

濱北会長

何かほかにございませんか。意見がなければ事務局のほうから。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査及び農地等の利用最適化推進会議（区域ごと）について
2. 農地相談会の開催について
3. 農地利用推進大会について

濱北会長

事務局

それでは、これもちまして平成30年度長洲町農業委員会定例会を
閉会いたします。

起立。礼。

閉会（終了 午前10時52分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印